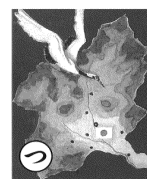




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年2月25日(金) 第9979号

目次

	ページ
告 示	
○土壌汚染対策法による区域指定(環境保全課)	2
○特定計量器の定期検査の実施(産業政策課)	2
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計管理課)	2
公 告	
○都市計画事業の認可(道路整備課)	3
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	3
選挙管理委員会告示	
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	3
監査委員公告	
○監査結果の公表	4
正 誤	
○令和4年1月11日監査公表第2号	10

■ 告 示

◎群馬県告示第35号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和4年2月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 安中市中後閑字下塚原842番、842番2の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第36号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年2月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 安中市
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
令和4年4月14日	午前10時～午後3時	安中市松井田庁舎南側車庫棟
令和4年4月15日	午前10時～午後3時	安中市安中公民館
令和4年4月18日	午前10時～午後3時	安中市原市公民館
令和4年4月19日	午前10時～正午	安中市岩野谷公民館
令和4年4月20日	午前10時～午後3時	安中市役所本庁北側車庫棟

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第37号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、公布

の日から施行する。

令和4年2月25日

群馬県知事 山本 一 太

「株式会社斉藤商事 館林市上三林町1172-1(セブンイレブン館林三野谷店)」を「株式会社斉藤商事 株式会社斉藤商事 館林市上三林町1172-1(セブンイレブン館林三野谷店) 館林市下三林町字中林699(セブンイレブン館林下三林店)」に改める。

■ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定により、令和4年2月17日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業を認可した旨の告示(令和4年関東地方整備局告示第677号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年2月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画事業の種類及び名称 吉井都市計画道路事業 3・5・17号 片山田島堰口線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 高崎市吉井町片山字田島、字塚田及び字堰口地内
 - (2) 使用の部分 高崎市吉井町片山字田島及び字堰口地内
- 5 事業施行期間 令和4年2月17日から令和7年3月31日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、みなかみ都市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年2月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 みなかみ都市計画道路 3・5・6号 上河原蟹梓線
- 2 都市計画の変更年月日 令和4年1月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及びみなかみ町地域整備課

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第11号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示(昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

令和4年2月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表2の項中「特別養護老人ホーム吉井の丘2号館 同 吉井町岩崎2229-1」を

「特別養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
特別養護老人ホーム

吉井の丘2号館	同	吉井町岩崎2229-1	
ことりの郷	同	下小鳥町1234-2	
ことりの郷併設短期入所生活介護	同	下小鳥町1234-2	に改める。
ことりのはな	同	下小鳥町1234-2	
シンフォニー	同	井野町915-2	」

■ 監査委員公告

◎監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年2月25日

群馬県監査委員	林章
同	石原栄一
同	岸善一郎
同	井下泰伸

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和2年度会計(前年度監査基準日の翌日から令和3年5月31日まで)
令和3年度会計(令和3年4月1日から監査基準日まで)
 - (2) 監査対象機関 地域機関等55機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 5件
 - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 7 機関別監査結果
 - (1) 中部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
-------------------	-------

前橋行政県税事務所 (令和4年1月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎行政県税事務所 (令和4年2月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川行政県税事務所 (令和4年2月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 高崎安中振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
高崎行政県税事務所 (令和4年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中保健福祉事務所 (令和4年1月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡行政県税事務所 (令和4年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡行政県税事務所 (令和4年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 東部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
太田行政県税事務所 (令和4年1月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林行政県税事務所 (令和4年1月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生行政県税事務所 (令和4年1月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
自動車税事務所 (令和4年2月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消防学校 (令和4年2月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 地域創生部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
館林美術館 (令和4年1月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
土屋文明記念文学館 (令和3年12月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
世界遺産センター (令和4年1月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 生活こども部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中央児童相談所 (令和4年1月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部児童相談所 (令和4年1月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部児童相談所 (令和4年1月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
心身障害者福祉センター (令和3年12月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しろがね学園 (令和4年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
蚕糸技術センター (令和4年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(13) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
群馬産業技術センター (令和4年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(14) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
管理総合事務所 (令和4年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
団地総合事務所 (令和4年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業用水道事務所 (令和4年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(15) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
心臓血管センター (令和4年1月24日)	<p>(注意事項)</p> <p>地方公営企業が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に該当する場合に限られており、物品の購入について随意契約をしようとする場合は、群馬県病院局財務規程第151条第1項で、予定価格が10万円未満の契約をするときなどを除き、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、予定価格の合計額が238,700円の物品(事務用品)の購入において、同一日に3回に分けて、それぞれの予定価格が10万円未満の契約であるとして契約の手続きを行い、3人以上の者から見積書を徴さずに随意契約をしていた。</p>
がんセンター (令和4年1月17日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県病院局財務規程第46条第1項で、収入調定者は、納入が収入金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の属する月の翌月末日までに、新たに期限を指定して督促状を送付することにより督促しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、納付期限(令和3年4月から5月)までに納付されていない診療費等について、納付期限の属する月の翌月末日までに新たに期限を指定して督促状を送付していなかった。</p>

<p>精神医療センター (令和4年1月20日)</p>	<p>(注意事項) 群馬県病院局財務規程第46条第1項で、収入調定者は、納人が収入金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の属する月の翌月末日までに、新たに期限を指定して督促状を送付することにより督促しなければならないとされている。 当該機関は、納付期限(令和2年11月から令和3年9月)までに納付されていない診療費等について、納付期限の属する月の翌月末日までに、新たに期限を指定して督促状を送付していないものがあった。 (注意事項) 地方公営企業が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができる予定価格の限度額は、同項第1号及び群馬県病院局財務規程第148条で定められており、委託契約については100万円を超えないものとされている。 当該機関は、予定価格1,091,200円(税込)の消防用設備等点検の委託契約について、令和3年6月8日付けで随意契約を締結したが、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えていた。</p>
<p>小児医療センター (令和4年1月20日)</p>	<p>(注意事項) 群馬県病院局財務規程第46条第1項で、収入調定者は、納人が収入金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の属する月の翌月末日までに、新たに期限を指定して督促状を送付することにより督促しなければならないとされている。 当該機関は、納付期限(令和3年4月から9月)までに納付されていない診療費等について、納付期限の属する月の翌月末日までに新たに期限を指定して督促状を送付していなかった。</p>

(16) 教育委員会

<p>監査対象機関 (監査年月日)</p>	<p>監査の結果</p>
<p>東部教育事務所 (令和4年1月26日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>利根教育事務所 (令和4年1月24日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>文書館 (令和4年1月26日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>図書館 (令和4年1月24日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>北毛青少年自然の家 (令和4年1月26日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>妙義青少年自然の家 (令和4年1月26日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>東毛青少年自然の家 (令和4年2月10日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>前橋高等学校 (令和4年2月14日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>前橋南高等学校 (令和4年2月14日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>

前橋東高等学校 (令和4年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川高等学校 (令和4年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川女子高等学校 (令和4年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡実業高等学校 (令和4年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
松井田高等学校 (令和4年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林商工高等学校 (令和4年1月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西邑楽高等学校 (令和4年2月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉高等学校 (令和4年1月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
あさひ特別支援学校 (令和4年1月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田特別支援学校 (令和4年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等特別支援学校 (令和4年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡特別支援学校 (令和4年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡特別支援学校 (令和4年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渡良瀬特別支援学校 (令和4年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻特別支援学校 (令和4年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(17) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
伊勢崎警察署 (令和4年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉警察署 (令和4年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

■ 正 誤

○監査委員公告正誤

令和4年1月11日監査公表第2号(監査結果の公表)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9967号	21	41	鳥獣被害対策指導センター	鳥獣被害対策支援センター

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111